

## 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に係る用語解説

### ◎「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(「財政健全化法」)とは

自治体の財政の健全性に関する比率の公表の制度を設け、その比率に応じて、自治体が財政の早期健全化・財政再生を図るための計画を策定する制度を定めるとともに、その計画の実施の促進を図るための行財政上の措置を講ずることで、自治体の財政の健全化に資することを目的とする法律(平成19年6月15日成立)。

### ◎「健全化判断比率」とは

財政健全化法に基づく、自治体の実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率の四つの財政指標の総称。

自治体は、毎年度、前年度決算に基づき、この健全化判断比率を公表しなければならない。そのいずれかが一定基準以上となった場合には、財政健全化計画又は財政再生計画を策定し、財政の健全化を図らなければならない。

健全化判断比率は、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するものであるとともに、他の自治体と比較することなどにより、当該自治体の財政状況を客観的に表す意義を持つもの。

### ◎「早期健全化基準」とは

財政健全化法に基づき、自治体が、財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、健全化判断比率について定められた数値。健全化判断比率が早期健全化基準以上である自治体は、財政健全化計画を定めなければならない。

以上、総務省ホームページ公表資料の内容を要約したもの。